

平成30年12月現在

身元保証人（身元引受人）のいない高齢者についての実態調査 結果

1 包括センターで相談を受けたことがある件数

委託17包括センター中（豊野サブセンター除く） / 15包括センターで相談あり

（件数内訳） 1年に1～2件 8センター
3件 2センター
6件 2センター
7件 1センター
15件 1センター
相談あるが件数不明 1センター

2 内 容

○住まいについて

- ・アパート、県営・市営の公営住宅を断られた
- ・緊急時の対応ができる人がいないと難しいと言われた
⇒高齢者福祉担当に相談し、やむを得ない措置入所に至った
- ・施設入所を断られた。制度上利用できるとしても施設独自のルールで入れない。
- ・老人保健施設も拒否 ⇒ 成年後見人が正式に選任されて受け入れ可能になった。
- ・施設入所。近くに保証人がいなければ入所できないと言われた。
- ・虐待を受け、分離目的で県営・市営住宅に申し込んだが入れなかった
- ・最終的に、民生委員等知人の計らいで民間アパートに入居できた
- ・施設入所を断られ、他の施設探しに奔走中、本人の病状が悪化し、入院、死亡

○日常生活

- ・日常生活自立支援事業につなげたかったが、金銭管理の利用料も払えない程困窮。死後の通帳の受取人がいないことで包括が金銭管理を行わざるを得ない。施設入所するまで苦慮した。
- ・緊急ショートは拒否された
- ・外国人で日本語が通じない。誰を支援者として調整すればよいか

○入退院時

- ・救急搬送時、目途がつくまでいて欲しいと病院から求められ、時間が拘束された。
- ・入院時の身元保証人になって欲しいと言われて困った
- ・入院を拒否された。 成年後見人の正式選任まで受け入れ拒否で、施設入所になった
- ・入院時の手続き。入院時の荷物（有償サービス利用をした、という所もある）、公共料金の支払い、新聞を止める連絡等の処置をした
- ・検査の同意ができる人がいないと入院もダメ、と言われた
- ・医療の判断を包括職員に求められたが、親族でないと本当に困る
- ・転院先がみつからない
- ・入院時、手続きの代行は不可。病院から判断や対応を求められるが不可。
- ・やむなく民生委員が記名→その後包括に依頼された
- ・入院費の支払いが滞納し、金銭の引き出しも不可
洗濯、受診の付き添い、移動、手術の同意・説明等、包括が相談窓口になればその人に関するすべてを対応すると思われて困る。

○死後の処置等

- ・死後の手続きの依頼をされた。遺体の確認、引き取り→生活支援課で対応依頼した
- ・本人の所持金で治療費の支払いを済ませた。
- ・お金があっても、身元保証サービス機関は、死後の家財道具の処理やその売却費用がプラスになった時どのように処理されるのか等疑問

○身元保証サービスについて

- ・民間の保証サービスは高額で利用できない
- ・滞納と判断力の低下について、身元保証サービスから包括に相談があった。
- ・高齢者は身元保証会社が契約もしてくれない

○他機関への協力依頼

- ・成年後見センターに相談し、役割分担をしたら進めやすかった
- ・成年後見センターにつないだが、手続きに時間がかかり、それまでの支払い等に支援が必要だった。
- ・「まいさぼ」に協力依頼。市営住宅の申し込みや年金事務所や金融機関への付き添いに同行してもらった。
- ・救護施設と連携し、インフォーマル部分の支援をしてもらった
- ・「介護施設探しを無料サポート」の会社に依頼したが、3か月経っても応答はなかった。
- ・生活保護受給のため、生活支援課のケースワーカーで関わってもらった。

○ 委託包括センターからの意見・要望

- ・身元引受人がない人はお金がない人が殆ど
- ・長野市内には民間・NPOの保証サービスが殆どない。あっても高額だったり、信用できる会社か等心配で紹介できない。また、対象者にお金があった場合も、葬儀ほどの程度のものなのか、家財道具の処理後、その売却費用はどうなるのか等しくみがわからないので紹介しづらい。
- ・病院から入院・治療等判断を求められたり、荷物を取りに行く、洗濯や付き添い、等包括センターの業務範囲を超えることもある実態。「高齢者の相談窓口は包括」の名目でやらざるを得ないこともあるが、行政でどう対応してくれるのか。

3 行政等での現在の対応

- ・遺体の処置は生活支援課「行旅死亡」
- ・持ち家の処理は建築指導課の空き家対策室
- ・やむを得ない措置入所→ 地域包括ケア推進課高齢者福祉担当
- ・県営住宅は平成31年1月4日～ 県社協が入居保証（「長野県あんしん創造ねっと」県の生活支援センター「まいさぼ」の支援プラン 市のまいさぼ長野を窓口としてよい2年間の利用料1万2千円、収入が一定基準以下や持ち家がない等複数条件あり）
- ・外国人の通訳について ⇒ 市観光振興課内インバウンド・国際室 224-5447

国際交流コーナー もんぜんふら座 3階 223-0053

(すべての外国語に対応できるものではない)